

○東京都北区児童育成手当条例（昭和46年10月18日条例第22号）

（目的）

第一条 この条例は、児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（児童育成手当の趣旨）

第二条 児童育成手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

（用語の定義）

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 保護者 児童若しくは障害者を扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する父若しくは母又は父母に扶養されない児童若しくは障害者を扶養する者をいう。
- 二 十八歳に達した日の属する年度の末日 十八歳に達した日以後における最初の三月三十一日をいう。
- 2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

（支給要件）

第四条 児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給要件児童」という。）の保護者であつて、東京都北区の区域内に住所を有するものに支給する。

- 一 父若しくは母が死亡し若しくは東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める程度の障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある十八歳に達した日の属する年度の末日以前の児童
- 二 二十歳未満の者であつて、別表に定める程度の障害を有するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。
 - 一 保護者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童育成手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない十八歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の十二月三十一日において生計を維持したもののが無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
 - 二 支給要件児童が規則で定める施設に入所しているとき。
 - 三 支給要件児童（前項第一号に該当する支給要件児童に限る。）が父及び母と生計を同じくしているとき又は父及び当該父の配偶者若しくは母及び当該母の配偶者と生計を同じくしているとき（当該支給要件児童と生計を同じくしている父又は母が同号に規定する規則で定める程度の障害の状態にあるときを除く。）。

（児童育成手当の種類及び額）

第五条 児童育成手当は、月を単位として支給するものとし、その種類及び種類ごとの額は、支給要件児童の区分に応じて、次の表のとおりとする。

支給要件児童の区分	種類	支給要件児童一人当たり月額
前条第一項第一号に該当する児童	育成手当	一三、五〇〇円
前条第一項第二号に該当する者	障害手当	一五、五〇〇円

- 2 保護者が、育成手当及び障害手当の支給対象に該当するときは、各手当の支給額を合算した額を支給する。

（認定）

第六条 児童育成手当（以下「手当」という。）の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、区長に申請し、受給資格及び手当の額について認定を受けなければならない。

（支給期間及び支払期月）

第七条 手当は、前条の規定による認定の申請をした日の属する月の翌月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。
 - 一 支給要件児童について、東京都の区域内の他の特別区又は市町村においてこの条例に基づく手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月初日から十五日以内に当該支給要件児童に係る前条の規定による認定の申請があつたとき、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月
 - 二 災害その他やむを得ない事由により前条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後十五日以内にその申請をしたとき、当該事由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月の翌月
- 3 手当は、毎年二月、六月及び十月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、区長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(手当額の改定)

第八条 手当の支給を受けている者につき、手当の増額を必要とする事由が生じた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。

- 2 手当の支給を受けている者につき、手当の減額を必要とする事由が生じた場合における手当の額の改定は、その事実の発生した日の属する月の翌月から行う。
- 3 前条第二項第二号の規定は、第一項の規定に基づく増額の改定について準用する。

(未支払の手当)

第九条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払つていなかつたものがあるときは、その者が扶養していた支給要件児童であつた者にその未支払の手当を支払うことができる。

(支払の調整)

第十条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

(手当の返還)

第十一條 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、区長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(届出義務)

第十二条 手当の支給を受けている者は、規則の定めるところにより、区長に対し、規則で定める事項を届け出、かつ、規則で定める書類その他を提出しなければならない。

(委任)

第十三条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和四十七年一月一日から施行する。ただし、第七条第三項の規定は昭和四十七年四月一日から、付則第四項の規定は公布の日から施行する。
- 2 第七条第三項の規定にかかわらず、昭和四十七年六月に支給する手当は、同年三月分、四月分及び五月分とする。
- 3 この条例による改正前の東京都北区児童手当条例（昭和四十四年十二月東京都北区条例第二十一号）第五条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者であつて、第六条の規定により認定を受けることができるものは、同条の規定による認定を受けたものとみなす。（以下「みなす受給資格者」という。）
- 4 昭和四十七年一月一日において手当の支給要件に該当すべき者又はみなす受給資格者となるべき者であつて、この条例の施行によつて手当額の増額の改定を要すべき者は、同日前においても、当該手当について第六条の規定による受給資格の認定又は手当額改定の認定の申請をすることができる。
- 5 前項の規定に基づいて行なわれた申請は、昭和四十六年十二月中に行なわれた申請とみなす。

6 昭和四十七年一月一日において、現に手当の支給要件に該当している者若しくはみなす受給資格者であつて、この条例の施行によつて手当額の増額改定を必要とする事由に該当している者又は同日後同年二月二十九日までの間に、手当の支給要件に該当するに至つた者若しくはみなす受給資格者であつて、この条例の施行によつて手当額の増額改定を必要とする事由に該当するに至つた者が、同年三月三十一日までの間に第六条の規定による受給資格の認定又は手当額改定の認定の申請をしたときは、その者に対する手当（増額改定にかかるものにあつては当該増額部分）の支給は、第七条第一項又は第八条第一項の規定にかかわらず、同年一月又はその者が手当の支給要件に該当するに至つた日若しくは手当額の増額改定を必要とする事由に該当するに至つた日の属する月の翌月から支給する。

別表（第四条関係）

- 一 知的障害者であつて、精神発育の遅滞の程度が中度以上であるもの
- 二 身体障害者であつて、身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の別表第五号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、二級以上であるもの
- 三 脳性麻ひ又は進行性筋萎縮症を有する者